

株式会社タツタ環境分析センター 測定分析業務 受託約款(利用規約)

第1条(目的)

本約款は、お客様(以下「委託者」という)から株式会社タツタ環境分析センター(以下「TEAC」という)が受託する測定分析業務(以下「業務」という)を遂行するための基本的事項を定めることを目的とします。

第2条(適用)

委託者及び TEAC は、本約款に従って業務を履行するものとします。但し、委託者と TEAC が書面により別段の合意をした場合は、その範囲で本約款は適用されないものとします。

第3条(個別契約の成立)

業務の受託に関する個別の契約(以下「個別契約」という)は、TEAC から提示した見積書に基づく委託者からの注文書(書面、メールを含む)での申込に対し、TEAC が承諾したときに成立するものとします。

第4条(支払い)

委託者から TEAC への委託料の支払いは、見積書に記載された条件に従うものとします。委託者は、TEAC による本業務の終了後、TEAC からの請求書に記載された期日(支払日が銀行の休日に該当する場合は前営業日とする。)までに、委託料を TEAC の指定する金融機関口座に振り込むものとし、振込手数料は委託者の負担とします。経済情勢等に大幅な変動が生じた場合は、委託者及び TEAC 間で協議し、委託料を変更できるものとします。

第5条(秘密保持の義務)

TEAC は、業務の結果、委託者から提供された試料、開示された業務上・技術上の情報及び業務履行にあたり知り得た情報(以下「秘密情報」という)について厳に秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩せず、業務以外の目的では使用しないものとします。

第6条(誠実義務等)

TEAC は、業務を科学的知見に基づき最適な方法で誠実に履行するものとします。

第7条(報告)

TEAC は、個別契約で定められた期日までに業務結果を報告書として委託者に報告します。

第8条(情報・試料等の預託及び取扱い)

委託者は、業務履行に必要な情報・試料等を TEAC に預託するものとします。TEAC は、預託された試料等を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、業務終了後は速やかに委託者に返却するものとします。但し、両者間の合意がある場合は、委託者の費用負担のもと、TEAC において廃棄を実施できるものとします。

第9条(安全及び衛生)

委託者は、委託業務の危険性についての情報を提供するものとし、TEAC は試料等の安全及び衛生を確保します。但し、TEAC が所定の受入基準を満たさない試料等については、その受領を拒否することができるものとします。

第10条(業務の実施責任)

TEAC が業務実施において誤りがあったと認めるときは、委託者と協議の上、以下①②のいずれかの対処をします。

- ① TEAC の費用負担のもとに業務をやり直します。
- ② 委託者から支払われた委託料を限度として委託者が被った損害を賠償します。

第 11 条(反社会的勢力との取引排除)

委託者は、反社会的勢力ではないことを保証するものとします。

第 12 条(結果の利用等)

業務の結果を利用することにより生じた損害については、TEAC は一切の責任を負いません。但し、測定分析結果に TEAC の誤りが認められた場合は、第 10 条に従い対処するものとします。また、TEAC は、業務の結果が、知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

第 13 条(契約の解約)

委託者及び TEAC は、やむを得ない事情により個別契約に基づく業務の履行が困難な事態に陥った場合、両者間で協議・同意の上、個別契約を変更又は解約することができるものとします。業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用は両者間で協議の上、委託者が TEAC に支払うものとします。

第 14 条(天災等の不可抗力)

天災地変等で委託者又は TEAC の責めに帰することのできない理由により業務の履行が困難になった場合は、TEAC は、その業務を遂行しその結果を提供する責めを負いません。

第 15 条(協議事項)

本約款に定めのない事項及び本約款各条項の解釈に疑義が生じた場合には、委託者及び TEAC 間で信義誠実の精神を持って協議の上、これを解決するものとします。

第 16 条(本約款の変更)

TEAC は、TEAC の裁量により、本約款の変更が、本約款の目的に違わず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合、本約款を変更することができます。TEAC は、本約款の変更にあたり、変更後の本約款の発効日の 30 日前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその発効日を TEAC の web サイトに掲示します。変更後の本約款の発効日以降、委託者が TEAC に業務を委託した場合、委託者は本約款の変更に同意したものとみなします。

第 17 条(有効期間)

本約款の有効期間は、個別契約成立の日から、第 13 条に基づく契約の解約の場合を除き、第 7 条における業務の結果を報告又は納入後、委託者による検収終了日までとします。但し、第 5 条、及び第 12 条の規定は本約款の有効期間終了後も有効に存続します。

第 18 条(管轄裁判所)

本契約約款に関して生じた一切の紛争処理については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定:2024 年 10 月 1 日